

令和2年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

日 時	令和2年8月19日(水) 14:00~16:20
場 所	芦屋市役所分庁舎2階 大会議室2
出席者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 松本朋子 青山睦子 小野幸子 荒西正和 田中隆子 欠席委員 村岡由美子 事務局 森田昭弘 市民生活部長 田中尚美 人権・男女共生課長 中川弘之 人権推進係長 田淵雅樹 学校教育部主幹
事務局	人権・男女共生課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 委員・職員の自己紹介
- (4) 会長・副会長の選出
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議 事
  - ア 第3次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理（令和元年度実績報告・令和2年度実施計画）について
  - イ 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案について

2 提出資料

- 令和2年度 第1回 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会次第  
 芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会委員名簿  
 資料1 進行管理調書事業一覧  
 資料2 評価基準  
 資料3 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づく進行管

理調査表 (R1 実績報告・R2 実施計画)

資料4 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案  
当日資料 第4次指針の構成案

### 3 審議経過

(事務局田中) 会議の進行につきまして、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱第5条第3項によりまして、会議の議長は会長があたることになっていきますので、岩槻会長、本日の会議進行をよろしく願いいたします。

(岩槻会長) それでは、審議に先立ちまして、委員の出席状況及び会議成立の報告をお願いします。

(事務局田中) 本日は、委員8名中、7名の委員が出席されています。過半数の委員がご出席されていますので、懇話会設置要綱第6条第2項により会議は成立しております。

(岩槻会長) それでは、会議の公開について説明してください。

(事務局田中) 【会議の公開について説明】

(岩槻会長) それでは議事に入ります。議題(1)第3次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理(令和元年度実績報告・令和2年度実施計画)について事務局から説明してください。

(事務局中川) 【議題(1)第3次人権教育・人権啓発総合推進指針に関する進行管理(令和元年度実績報告・令和2年度実施計画)について説明】

(松本委員) No.6「病児・病後児保育」について、令和3年度より精道こども園で病児・病後児保育を実施するというのでしょうか。

No.9「育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進」の令和2年度の事業実施目標として、女性職員の育児休業取得率100%の維持に努めるとありますが、「そもそも育児は女性がする」という考えが先にあるようなニュアンスが含まれていないか心配です。

DVについては、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は増加しているという報道もございます。平成30年度の進行管理実績報告の際、被害者支援はもちろん大事ですが、加害者への支援プログラムも準備を進めないといけないというお話があったと思います。女性が被害者という構図が解消しない背景として、男の子の育てられ方

にも問題があると指摘する書籍もございます。市はそういう視点も持って対策を進めて頂くようお願いいたします。

No. 17「女性委員比率 40%を目標に積極的な男女共同参画推進」の所管課評価は前回もCでしたが、行き詰まりがあるのではないのでしょうか。具体策を考えないと人材が増えませんが、この先もC評価なのではないのでしょうか。男性が中心の団体でも女性は増えていると思いますが、ずっとC評価であることが気になります。

(事務局中川) No. 6「病児・病後児保育」については、現在、令和3年度に精道こども園で病児保育の実施を考えており、病後児保育は未定です。

(事務局田中) No. 9「育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進」の令和2年度の事業実施目標については、男性職員の取得率向上にも注力し、また、ワーク・ライフ・バランスの研修も実施し推進しています。女性職員の育児休業取得率 100%の維持に努めるというのは、女性が育児休業・介護休業を取得したくてもできない職場の雰囲気にならないよう女性がしっかりと取得でき、またそのことに対する職場のフォローがあることで安心して休めるようにという意味がございます。

(松本委員) 目標の意図は理解をしていますが、文言は男性と女性を一緒にして、育児は性別に関わらず行うものであるというニュアンスが欲しいです。育児や介護は女性がするものという暗黙の前提がありますので、そうではないという啓発になるといいと思います。

(事務局田中) 表現に気をつけます。所管課にも伝えます。また、DV被害者の更生プログラムの必要性は認識していますが、市単独による実施が難しい段階ですので、他市の動向も見ても研究が必要と考えています。

No. 17「女性委員比率 40%を目標に積極的な男女共同参画推進」について、芦屋市では女性委員比率が 35.3%と県下では高い位置にあり、任用の決裁については当課の女性活躍担当がチェックしていますし、個別に積極的な女性の登用をお願いしています。本来なら男女 50/50 が当たり前ですので、庁内で推進してまいります。

(岩槻会長) DVの加害者支援は、既にいくつもの団体が活動を行っていますし、そういうところの情報を得たり、市が独自に行えない場合は取り組んでいるところを紹介する方法もあると思います。女性の委員は、人材がなければ頭打ちになりますので、現状を踏まえて方策を検討してください。

(清水委員) No. 18「子どもの権利条約の周知」とありますが、学校での子どもの権利条約の周知啓発を教師はどのように考えていらっしゃる

のでしょうか。何名かの先生とお話した際、子どもの権利条約は過去のものであり、学校で周知・啓発を行っていないと聞いてショックでした。市として、また、学校教育としてどうお考えでしょうか。

(事務局田淵) 子どもの権利条約のリーフレットの配布は行っていますが、それを使った研修はあまり行っていないと認識しています。リーフレットは使用していなくても、県の副読本に子どもの権利条約に関する記載がありますので、それを用いて授業で扱うこともございます。

(松本委員) 平成30年度の会議でも、子どもの権利条約は子ども自身も知ることが大事ですし、子どもの権利について保護者がわかっていないことがあるとお話ししました。保護者にも周知啓発を行ったそうですが、今年4月から施行されている体罰禁止法と併せて子どもの権利を尊重しなければなりませんし、保護者にも子どもの権利を知ってもらう良いチャンスだと思います。子どものスマートフォンの中身を勝手に見ることも権利侵害です。教育委員会は体罰禁止法と絡めて何か考えをお持ちでしょうか。

また、No.30「安全教育推進事業」について、CAPプログラム（Child Assault Prevention：子どもへの暴力防止）が終了しましたが、子どもの人権を大事にするものであり、安全と人権を絡めて事業の意義がありました。ALSOKのことも書いてありませんが、ALSOKの活動も終了したのでしょうか。CAPとALSOKは全然違うものであり、CAPが子どもの人権を大事にして自分を守ることを教えるのに対し、ALSOKは対処療法的です。

(岩槻会長) 子どもの権利条約については、リーフレットの配布による啓発も大切ですが、今後、実際にどのように啓発を行っていくのかというご意見かと思えます。CAPについては、ワークショップを行い、人権を体系的に学ぶことで意義があるものだと認識しています。

(清水委員) 子どもの権利条約は、子ども自身がその内容を知ることが大事ですし、親は子どもが自分の持ち物ではないことを自覚する必要があります。親子がしっかりと子どもの権利条約について考えていかねばなりません。他市の教師の間ではある程度条約が読み込まれているようなので、芦屋市でも過去のものにせず、子どもの個性を生かすために条約を読み込む必要があります。このことについて再度考え、内容の周知啓発を徹底していただきたいと思

ます。

(事務局田中) 幼稚園の子どもに配布する時に保護者に対しても子どもの権利条約のリーフレットを配布していると記憶しています。小・中学校は児童生徒のみに配布しています。幼い頃から子どもへの接し方を学んでいただきたいという趣旨で配布しています。

(事務局田淵) CAP講習会は、市内8校で10数年継続してきました。教職員の意識・能力も身につけてきたことや、防犯意識の高まりから保護者や地域からも要請があり、2018年度から2年生を対象にALSOKによる防犯教室を実施しています。実施後、子どもや保護者から分かりやすいとか、防犯の考え方が変わったという声をいただいております。今年度も実施予定です。

(清水委員) 教師への研修もぜひやって欲しいと思います。

(岩槻会長) 教師が子どもの権利条約について学べる研修もしっかりと行って欲しいというご要望について、検討をよろしくお願いします。

(松本委員) 高齢者の人権についてです。No.36「地域見守りネット事業」ですが、平成30年度は高齢者だけでなく、子どもや障がい者という説明が記載されていて、8050問題にも使えそうな事業だと思いましたが、登録している事業者はたくさんいても話をもってきてもらう（気になる方を報告してもらう）ところに結びつかないということだったと思います。今回件数の報告はありませんが、なぜB評価なのでしょう。

(事務局中川) 所管課によると、登録事業者かどうか把握できないが前年度に比べて報告件数の増加の認識は持っているとのことでした。昨年度実施したアンケートでは136の登録事業所のうち42団体から回答があり、連絡に迷った事例があると回答した事業者は約20%でした。その理由として、会話が難しかった、判断できなかった、拒否された、対応が困難だったという結果が得られました。

(松本委員) 可能であれば、以前のように子どもや障がい者も含めて見守る取り組みとして位置付けられると、これからの社会に重要なものになると思います。今回は子どもや障がい者という文言がありませんが、包括的な地域の見守りが求められており時代に合う大事な事業だと思います。連絡の道筋と言いますか、アンケートで検証もされているようですので、これから地域での支援へつながれば良いと思います。

(岩槻会長) 他に質問はございませんか。

(清水委員) 同和問題についてです。No.55「広報紙等による啓発」では、令和元年度に部落差別解消推進法の周知を行うということで、令和

2年度も同様の内容です。平成28年に施行された人権3法のうちヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法は広報紙で見ましたが、部落差別解消推進法についてもしっかりと広報紙に掲載し市民に周知徹底していただき、皆さまの心の中に広げていくことを検討してください。部落差別の解消は検討中の総合推進指針だけでは不十分であり、芦屋市として条例制定が必要です。条例制定に向けて2019年11月に市民の会が発足しました。条例制定は行政の責任であり、市民の会は解放同盟だけでなく色々な団体が含まれていることから、芦屋市民の声として条例制定に向けて、そして部落差別解消推進法の周知をおこなうのであれば、広報紙に載せていただくようお願いします。

(事務局田中) 部落差別解消推進法の周知の必要性は認識しております。広報紙での周知は行えていませんが、様々な講演会やセミナーでチラシを配布しています。部落差別解消を目指す条例のご要望を受けておりますが、現時点では総合推進指針に課題、方向性、市民への啓発等について記載しており、条例の制定は検討しておりません。

(岩槻会長) 条例について検討していないということですか？条例についての方向性すらないということでしょうか。条例の制定について考えていく必要があるのではないかというご意見だったかと思いません。

(荒西委員) 障害者差別解消法については、条例を作る動きがあると聞いています。障がい者の人権も総合推進指針に掲げられていますし、整合性をどのようにお考えでしょうか。

(事務局森田) 障害者差別解消条例は9月議会に提案する予定です。提案趣旨説明や議案審査の質疑の過程でご説明させていただくことになると思います。議案提出前であり、立ち入った説明は担当外でございますのでこの場では控えさせていただきたいと思えます。

(岩槻会長) ただいまの事務局の説明はよくわかりませんが、荒西委員はよろしいでしょうか。

(荒西委員) 私からは今の回答が良いとも悪いとも言えません。

No.57「差別発言・落書きなどに対する意識啓発」について、インターネット上での誹謗中傷が多く、モニタリング事業に取り組む自治体があります。芦屋市ではいつから、どこの部署がどんな方法で取り組み、事例が見つかった際はどのように取り扱うのでしょうか。

(事務局田中) インターネットモニタリングは昨年10月から実施しています。

Google アラートに一定の用語や差別に関連する用語を登録し、ヒットする書き込みがあった際にメールで通知が届くシステムを利用しています。毎日通知をチェックしていますが、利用を開始してから削除要請にいたる書き込みはありません。該当する事例が生じた場合は、公開されている書き込みの削除方法に従って要請いたします。所管課は人権・男女共生課です。

(荒西委員) インターネットモニタリングの該当件数が0件とは、どういうやり方でしょうか。私たちがそういう用語で検索すると芦屋に関連することは出てきますし、0件というのは疑問です。通知がないので0件ということでしょうか。

(事務局中川) Google アラートに登録する文言ではヒットせず、書き込みがないと判断されます。Google アラート上では0件ということです。

(岩槻会長) 0件ということはないと思います。ちょっと検索すれば関連する書き込みが出てきます。どういう用語で検索しているのでしょうか。もう少しモニタリングの手法を検討する必要があるように思います。インターネット上の差別は深刻化しており重要な問題ですので、モニタリングの検索手法の検討をお願いします。

(事務局田中) 始めて数か月ですのでやり方を検討し様子をみてまいります。

(田中委員) 外国人の人権の No. 63「モンテベロ市との姉妹都市交流」についてです。今年新型コロナウイルス感染症の影響により、派遣する生徒の一次面接は行えましたが、二次面接はできず中止になり、来年もこの事業がどうなるかわかりません。6月にモンテベロ市と芦屋市が行ったリモート会議は芦屋市が約30名、モンテベロ市が約70名参加し、とても盛り上がり朝日新聞にも掲載していただきました。日本語教室も7月から徐々に再開し始めましたが去年のようにはうまくいかず、参加者が少なく困っています。早く新型コロナウイルス感染症が収束して活気が戻ればよいと思います。

(岩槻会長) 新型コロナウイルス感染症の影響により色々な事業が中止せざるを得ない状況です。教育面では、大阪のほうでは一教室に来る人数を減らすなど工夫して始めています。新型コロナウイルス感染症とは今後もつきあっていくことになるでしょうし、大変な状況ですが繋げていくことが大事だと思います。

(松本委員) その他の人権問題についてです。③にヘイトスピーチ、ワーキングプア、ブラック企業等と書かれていますが、「ブラック企業」という言葉が問題視されています。黒人を示す「ブラック」という言葉を悪い言葉として使うのはどうなのかということです。ご

検討中かもしれませんが、違う文言がいいかもしれません。

(岩槻会長) ブラック企業は一般的に使われている言葉ですが、ブラックという言葉への印象が問題ということですね。言い換えが可能だと思いますし、ご検討ください。

(清水委員) 部落差別解消推進法の周知について、前回と同様の質問をしましたら各講演会でパンフレット等を配布するというご回答でした。しかし最近の広報あしやは評判が良く、高齢者のお宅を訪問すると「必ず読んでいます」といわれます。市民が大事にしている広報あしやで必要なことを伝えていくことが必要です。部落差別解消推進法について、掲載が遅くなってしまいましたが載せていただきますようお願いいたします。

それと、高齢者の人権についてです。広報で緊急・災害時要援護者台帳の周知をぜひお願いいたします。国が定めるものですし、民生委員が一軒一軒担当のひとり暮らしや高齢者、障がいのある方のお宅を訪問して、災害時に非難が難しいと思われる人、認知症が進んできたのではないかという人などを確認して、訪問した人を名簿にあげ自治会と一緒に災害時の協力委員を探す活動です。市内でどれくらいの町が自治会の協力のもと協力委員と活動をしているかをお聞きしたい。また民生委員が訪問を続けても、近所の方が心配な高齢者を気にかけてくださっても、「自治会がする必要はあるのか」などの意見もあり、民生委員から話をしても自治会の中で止まってしまうことがあります。しかし、一人ひとりが協力を必要とする人を支援し、お互いに気を配るという面では大事な活動ですので、ぜひ広報で周知し自治会に対して地域福祉課、高齢介護課、障がい福祉課から、はたらきかけて一緒に考えてもらいたいです。

(事務局田中) 新型コロナウイルス感染症の関係で民生委員も直接高齢者のお宅を回ることができないという困難はありながらも緊急・災害時要援護者台帳の周知を進めていかねばならないと感じています。

(小野委員) 障がい者の人権の No. 50「障がいのある人の就労支援」についてです。チャレンジド雇用は、障がい者の家族にとってもすごく喜ばしいことですが、障がい福祉課以外の任用ができなかったという課題があるようなので、それ以外の課でも任用を実施できるようにお願いいたします。職員にも障がいを知ってもらうために、せめて市役所の中で障がい者の雇用を推進してください。

(事務局田中) 障がい福祉課に所属していても、その中だけの仕事をされているのではなく、障がいの程度にもよりますが、色々な課からの仕

事をお手伝いいただいています。

(岩槻会長) 障がい福祉課以外でも職員としての任用をして欲しいというご要望ですので、そういう方向で努力いただければと思います。

(小野委員) できるだけ広く仕事を見つけていただき、障がいのある人が側で働くのが当たり前というモデルケースに市役所がなって欲しいと思います。

(岩槻会長) 議題(1)は以上です。

(岩槻会長) 議事(2)第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針構成と骨子案について事務局から説明してください。

(事務局田中) 【議事(2)第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 構成と骨子案について説明】

(荒西委員) 総合推進指針策定までの全体のスケジュールと懇話会の議論の全体像を教えてください。

(事務局田中) 本日のご意見を反映して素案作成を進め、10月頃に開催予定の2回目の懇話会でご意見をうかがいます。その後、12月に実施するパブリックコメントの結果を盛り込んで2月頃の第3回懇話会でご意見をうかがいます。

(清水委員) 「人権教育・人権啓発のための基本方針」について、第4次総合推進指針では「基本方針」から「基本的な方向性」へ変更するとご説明がありました。方向性とするほうがわかりやすいからということですが、「方針」とはある程度方向性が決まり、そこに向かってどう動いていくかを示すものだと思います。「方向性」とは方針の前の段階で、どちらに向くのかという状況と考えられます。表記の変更により芦屋の人権施策が後退するのではなかと捉えました。なぜこのような表現にするのかとても疑問です。

(事務局田中) ご指摘の内容については事務局も悩んでおります。現行の総合推進指針の基本方針は1, 2行で簡単に書かれており、全ての人権課題に共通するものですのでもう少し内容を書き込みたいと検討しているところです。他市の指針も参考に共通の基本的な方向性という文言にしてはどうかと考えました。確かに方針と方向性は意味合いが変わりますので検討いたします。

(岩槻会長) 文言は方針のまま内容をさらに書き込むのも良いと思います。文言の議論の余地はありますが、1, 2行で終わらず中身がしっかりと書き込まれば、「方向性」としてもいいのではないのでしょうか。中身が大事です。

(事務局森田) この種のプランは普通「計画」と呼ばれますが、この「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」は、「指針」と名づけられて

います。指針の下の方針があるというのも違和感があり、人権課題ごとの取組の方針的な内容は「方向性」にしてはどうかという事務局の考えです。本日のご意見と他市の状況も踏まえ、考え方をしっかり説明できるようにいたします。

(松本委員) 資料3の職員の意識向上について、No. 18「学校内のセクシュアル・ハラスメント防止対策」、No. 19「庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策」に相談しやすい、気軽に相談できる体制づくりという漠然とした表現がありますが、具体的にどのようなものでしょうか。パワーハラスメントの事案もあり、今後重要になると思います。

(事務局森田) 市にはもともとハラスメントの対応指針があり、リーフレットを職員に配布し、事案が発生した時の相談窓口や相談員を指定するなど、従来からシステムを整えていました。しかし、どのような事案について苦情処理委員会にかけるとか、苦情処理委員会にかけるときの事案ではないと人事当局が判断した場合の相談者へのフィードバックの仕方など、運用の細かな取り決めが明確になっていませんでした。このことが、今回の問題の背景にもあるのではないかということ調査委員会の報告書にもきちんと記載しています。実効性のあるシステムに変えていくことが課題ですので、そのことを踏まえた具体的な取組内容を総合推進指針にも書き込むことになると考えています。

(松本委員) 今までは、掲載していたが取組が具体的ではなかったもので、具体的に定めていくということですね。

(事務局森田) システムが整っていても運用の基準が明確でないことや、職員にアンケート調査をするとそもそも（そのようなシステムがあることを）知らない職員もいるという問題が明らかになりました。実態を踏まえて今のシステムをより実効性があるものに変えていきたいと考えています。それは、システムを整えることでもありますし、職員への周知啓発の強化でもありますので、両面の取り組みが必要です。たまたま市内部のハラスメントのお話ではありますが、市民の皆様に対する周知啓発についても同じことが言えると思いますし、そのことを意識しながら工夫してまいります。

(荒西委員) 同和問題についてです。総合推進指針自体が市民に対する教育や啓発の意義があるということですが、阪神間のどこの指針でも同和問題や部落問題がどういう差別なのかをきちんと位置づけています。日本社会の歴史的発展段階において形成された身分をもとにした差別であることなど、しっかりと市民に説明した上で計

画や方針がなされています。しかし、芦屋市では市民啓発の視点でみると、現状と課題の書きぶりが不十分に感じますので研究、検討をお願いします。また、第4次総合推進指針の策定に先立つ市民意識調査では同和問題を知らないと回答した人が10代や20代で圧倒的に多いですが、市の分析はその点が強調されていない印象です。今後の方向性では、このような世代に正しく伝えることが課題になると思いますし、検討をお願いします。

(事務局田中)

他市の内容も参考に検討いたします。

(岩槻会長)

現行の総合推進指針は、たしかに同和問題の説明があまりされていない印象です。インターネットのものを取り上げるのであれば、なおさら若い世代への働きかけが大きな課題です。

(清水委員)

市民意識調査、職員意識調査ともに回収率が10%低下していることや、市民の意識の向上が27.3%と低いことも含めて、一層の人権教育、人権啓発が必要という文言を入れてください。市民意識調査は大切な調査であるという意識を市民が持つ必要があります。一方で、職員意識調査は100%回収できなかったのはなぜでしょうか。市職員や教職員への意識啓発については、市職員の色々な差別事象がありましたので、研修をしっかりと行ってください。また、教職員の立場から子どもたちに部落差別問題を教えていく必要がありますが、教育現場が大変忙しい中で先生方が自らの学びとしてどのように部落差別問題を捉え、子どもにどう伝えているのかが見えません。私たちの子どもが学校に通っていた時代と異なり、先生たちの部落差別問題の意識が遠いものになっているような気がします。自らの学びとしてしっかりと学んでいただき、子どもたちに学校現場で教えていただきたいと思います。

(事務局田中)

職員意識調査の回答率が低いことについては、前回よりも調査対象を広げ病院や学校の非常勤の先生など、来る日数が少ない職員も対象にしたため、回答いただけなかったと考えています。インターネットでも回答を受け付けましたが、回答完了までいかに終了してしまった可能性も考えられます。前回と回収率にかなり開きがあることは事務局も問題視しており、次回の調査ではしっかり対策を検討いたします。

(岩槻会長)

若い世代への啓発、教育は大切です。私は教員養成系の大学の教員として部落問題に時間をかけることを大事にしていますが、時間数が減っており問題だと感じています。教員になってからの現職研修もしっかり行うことが大切です。

(事務局田淵)

子どものカリキュラムでは、様々な人権課題の中に同和教育が

位置づけられています。授業で取り扱う教材研究の場がございますが、そこでも若い先生が増えており、ベテランの先生が伝えていかなければならないと考えています。学校での研修においても、色々な人権課題がありますので、例えば今年はLGBTというふうに重点を決めて取り組んでいます。市が開催する研修には積極的に参加するよう声掛けも行っていきます。

(岩槻会長) 議題(2)は以上です。

(岩槻会長) 議事(3)その他について事務局から説明してください。

(事務局田中) 【議事(3)その他、今後のスケジュールについて説明】

(岩槻会長) 以上で本日の議事を終了します。

—閉会—